

アドバイザー

商店街デジタル活用

商店街のそのお悩み

デジタル

で解決してみませんか



会員同士の情報共有をもっと活発にしたい…

スマートフォンアプリを活用すれば解決できるかもしれません！



もっとお客さんに商店街の魅力を知ってもらいたい…

SNSや動画を活用すれば解決できるかもしれません！

デジタルの  
専門家に  
ご相談ください

利用回数

1団体につき

2 1回あたり  
時間以内

3 同一年内に最大  
回まで利用可能

受付期間

令和6年

1 月 31 日 水 まで

申込方法



左記の二次元コード、もしくはインターネットで「横浜市商店街デジタル活用アドバイザー」と検索し、申込フォームからお申し込みください。  
※申込フォームには、「横浜市電子申請・届出システム」を利用します。

派遣費用

無料

## 「商店街デジタル活用アドバイザー」とは

商店街でのお悩みや課題に対し、デジタルを活用した解決を支援するため、商店街等にデジタル活用の専門家を「商店街デジタル活用アドバイザー」として派遣します。

## 申込できる団体

商店会、区商店街連合会

## アドバイザー派遣事業者

特定非営利活動法人  
まちづくりエージェンツSIDE BEACH CITY.

## 派遣回数・時間

1団体につき、1回あたり2時間以内、  
同一年度内に最大3回まで利用可能

※複数商店街合同で利用した場合は、それぞれの商店街で1回利用したものとしてみなします。

例：A商店街がB商店街と合同でアドバイザー派遣を利用し、その後A商店街単独で利用した場合、A商店街は2回利用したものとします。

## 派遣可能期間・日時

令和6年3月29日(金)までの、  
土日祝日を除く、平日9時から17時まで

※上記日時以外でも派遣できることがあります(ただし、令和6年3月29日(金)までの期間に限りです)。横浜市担当者までご相談ください。

## 申込受付期間

令和6年1月31日(水)まで

※ただし、予算の上限に達し次第、受付終了します。

※令和5年度中に1回以上アドバイザーの派遣を受けており、市が引き続き派遣が必要であると認めた場合は、申込受付期間以降の申込も可能です。横浜市担当者までご相談ください。

## 申込期限

アドバイザーの派遣を希望する日の  
10営業日前までにお申込みください。

※10営業日前を過ぎて申込みいただいた場合、日程等のご希望に沿えないこともあります。ご了承ください。

## 申込方法

右記の二次元コード、もしくはインターネットで  
「横浜市商店街デジタル活用アドバイザー」と検索し、  
申込フォームからお申込みください。

※申込フォームには、「横浜市電子申請・届出システム」を使用します。

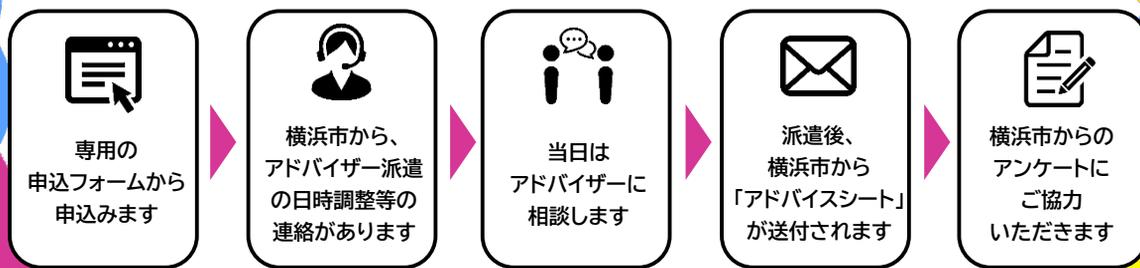
※申込後、横浜市担当者から、別途、申込者に連絡いたします。



横浜市商店街デジタル  
活用アドバイザー



## アドバイザー派遣の流れ



## 注意事項

- ・アドバイザー派遣費用は、無料です。
- ・アドバイザー派遣当日の会場手配や運営は、申込者で行ってください。
- ・オンラインでの相談にも対応できることがあります。横浜市担当者までご相談ください。
- ・デジタル機器等の設置・設定、システムの構築などの作業に専念するような内容は、派遣対象外です。
- ・アドバイザー派遣は、事業者にて委託して実施します。
- ・アドバイザーの派遣にあたり、個人情報を含む申込内容を委託先事業者にも提供します。